

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他者への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。（「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。）

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者の方が記入の上、学校に提出してください。ご不明な点、ご相談がありましたら学校までご連絡ください。

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止期間		
第一種	※（下記欄外参照）	治癒するまで		
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）を経過するまで	ただし、病状により学校医 その他医師が 感染の恐れが ないと認めた 時は、この限 りではない。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱した後3日経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで		
	風しん	発疹が消失するまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで		
	咽頭結膜炎	主要症状が消失した後、2日を経過するまで		
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	その他の感染症（状態により判断）	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可	
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可、B型・C型：出席停止不要	
		手足口病	発熱や咽頭の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校	
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
		アタマジラミ	出席可能（水泳の授業は見学。タオル・櫛・ブラシの共用は避ける）	
		伝染性軟属腫（水いぼ）	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで水泳は見学	
		伝染性膿痂疹（とびひ）	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで水泳は見学	

※第一種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

きりとり

登 校 届

令和 年 月 日

中野区立武蔵台小学校長 様

●病名 _____ ●病（医）院名 _____

上記の疾病について、____月____日から加療の結果、医師から登校許可の診断が出されたので、

____月____日から登校いたします。

____年 ____組 児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印